

令和6年度学修支援サイト運用・保守業務 仕様書

1 調達件名

令和6年度学修支援サイト運用・保守業務（以下、本業務という。）

2 本調達の履行期間

令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 本業務の内容

3.1 本業務の概要

放送大学学園（以下、本学園という。）は、学習履歴や履修候補科目の提示を行う学修支援サイトKEYAKI（以下、本システムという。）を運用している。本業務では、本システムの運用に必要なサーバ・ネットワーク機器の調達、および本システムの運用・保守業務を行う。

3.2 サーバ・ネットワーク機器

本システムを稼働させるサーバ・ネットワーク機器を調達し、本システムを運用できるように構築を行うこと。サーバ・ネットワーク機器は、クラウドサービス、もしくはホスティングサービスを用い、少なくとも令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで使用できるようにすること。

Webサーバを2台以上、およびデータベースサーバを2台以上用意し、それぞれ1台が停止してもサービスを継続できるようにすること。Webサーバ、およびデータベースサーバとは別に冗長構成のロードバランサを用意し、各Webサーバにアクセスを振り分けること。各種データの保存、共有のため、NFSサーバを用意すること。ファイアウォール等により、各サーバ・ネットワーク機器への不正なアクセスを防御すること。

各Webサーバは、コア数が2以上のCPU、4GB以上のメインメモリ、40GB以上のストレージを有すること。また、Webサーバにセキュリティソフトウェアを導入すること。Webサーバは、仮想サーバでもよい。各データベースサーバは、コア数が8以上のCPU、16GB以上のメインメモリ、200GB以上のストレージを有すること。データベースサーバは、仮想サーバや、アプライアンスでもよい。NFSサーバが提供するボリュームのディスクはSSDとし、1TB以上の容量を有すること。NFSサーバは、仮想サーバや、アプライアンスでもよい。

本システムのサービスで用いるFQDNは、本学園が提供する。提供するFQDNの正引きに用いるIPアドレスを用意すること。

本業務の請負者が希望する場合は、現在使用しているクラウドサービスのアカウントを譲渡する。その場合は、アカウントの移行を履行期間の開始前に終えること。

3.3 本システムの運用・保守

3.3.1 実施時間

運用・保守業務の営業時間は定めない。本学園からの依頼に対して、原則として2営業日以内に対応を行うこと。2営業日以内の対応ができない場合は、本学園と協議の上、期限を決定すること。

3.3.2 本学園からの問い合わせへの対応

本学園からの各種問い合わせに対して、回答を行うこと。

3.3.3 システム運用

本学園からの要請に応じて、システムの停止・起動、バックアップ等の作業を行うこと。

3.3.4 システム監視

システムが安定して運用できるよう、サーバの監視を行うこと。サーバ監視により見つかった問題や、対応が必要と思われる項目は、本学園と対応を協議すること。

3.3.5 障害対応

障害が発生した際は、速やかに復旧作業を行うこと。なお、障害・不具合については軽微なものであっても必ず本学園に報告すること。

3.3.6 脆弱性、および不具合対応

履行期間中、本システムを構成する各種ソフトウェア（OSやミドルウェアを含む。）に関する脆弱性情報、および不具合情報を収集し、本学園へ情報提供を行うこと。本学園の指示のもと、脆弱性対応、または不具合対応が行われたアップデート版の適用を行うこと。実施日時や適用手順等は、本学園と協議し決定すること。

3.3.7 設定情報等の管理

運用・保守の対象となるサーバの情報、各種ソフトウェアの設定情報、各種バージョン情報、保守情報を管理すること。

3.3.8 履修科目案内図の更新

履行期間中に1回、本システムが用いる履修科目案内図の更新を行うこと。

3.4 業務の引継ぎ

本業務の受託者は、令和7年度に本システムの運用・保守を行う業者に本業務の引継ぎを行うこと。その際、運用・保守を行う業者が希望する場合は、クラウドサービス、もしくはホスティングサービスのアカウントを譲渡すること。業務の引継ぎ、及びアカウントの譲渡は、令和6年度中に終えること。

3.5 報告書

システム運用・保守業務に関する報告書を作成し、本学園に提出すること。報告書への記載事項は、本学園と協議の上、決定すること。

4 請負者に関する要求要件

以下に示す要求要件は、すべて必須の要求要件である。記載されたすべての要件を満足すること。

4.1 情報セキュリティに関する事項

請負者は現在有効な情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得している、もしくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証規定に準じた社内規定を有すること。社内規定の場合、その規定を本学園に提出すること。

4.2 秘密保持に関する事項

請負者は、本業務で扱う情報の性質を考慮し、情報漏洩防止のための十分な措置を講じること。請負者は、本学園が開示した情報、契約履行過程で生じた提出物、および本業務の履行上知りえた一切の事項について、いかなる場合にも第三者に漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。これらの情報を第三者に開示する必要がある場合には、事前に本学園と協議し、了承を得ること。

5 納品成果物

本業務の納品成果物は以下の通りとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 「令和7年度学習支援サイト運用・保守業務」受託者向け引き継ぎ資料一式
- (3) その他、協議の上、必要な資料が生じた場合にはその資料一式

6 検査および検収

請負者は、納品成果物を提出後に、本学園の検査を受けるものとする。代金は、本学園による検査に合格し、適法な請求書を受領後、40日以内に本学園から1回で支払うものとする。

7 その他

本業務の請負者は、第三者に対して、一括して本業務の全部を請け負わせたり再委託をしたりしてはならない。本業務の請負者が第三者に対して本業務の一部を請け負わせたり再委託したりする場合、あらかじめ所定の事項について本学園へ申請を行った上で承諾を得なければならない。